

厚生労働大臣が定める掲示事項

I 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II 入院基本料について

当院は、「急性期一般入院料1（日勤、夜勤あわせて）」では、入院患者7人に対して1人以上の看護師及び准看護師を配置しております。

「救命救急入院料1」では、入院患者4人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

「特定集中治療室管理料1」では、入院患者2人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

「ハイケアユニット入院医療管理料1」では、入院患者4人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

（看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては、各病棟に掲示しておりますのでご参照ください）。

III 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

IV DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.5325（令和7年1月現在）

（基礎係数 1.0451 + 機能評価係数 I 0.3507 + 機能評価係数 II 0.1068 + 救急補正係数 0.0299）

V 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

当院の九州厚生局長への基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

VI 禁煙外来について

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方等に対し、禁煙のお手伝いが出来るよう禁煙外来（完全予約制）を設けております。ご希望の方は予約センターまでお申し出ください。また、**当院の敷地内は禁煙**となっておりますのでご協力をお願いします。

厚生労働大臣が定める掲示事項

Ⅶ 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に食事を適時、適温にて提供しています。

◆ 1食あたりの負担額

所得区分		1食あたりの負担額 (令和6年6月1日より)
① 一般（下記以外の人）		490円
② 住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円
	過去12か月で90日を超える入院	180円
③ 低所得者Ⅰ		110円

※②、③に該当する方は、加入している医療保険の保険者が発行する減額認定証を窓口に提示してください。

※②のうち、過去1年間の入院期間が90日を超えている方は、長期該当の減額認定証を窓口に提示してください。

Ⅷ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

Ⅸ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、計算窓口にてその旨をお申し出ください。